

【43】

◇ の政治…摂政・関白を外戚としない

○国政改革
・人材の登用… ら
・ の制定… 柘の大きさの統一
○
・ 荘園の増加… 国衙や中央政府の収入の減少
↓ 延久の荘園整理令… をくい止める
・ ( ) の設置
… 年代の新しい荘園や基準にあわない荘園の停止
・ 結果、摂関家の荘園も整理の対象となり、成果をあげた

◇ の成立…荘園整理令により土地の区分が明確化

・ 貴族や寺社が支配する と、

・ 国司（受領）が支配する の2本立て

○公領のしくみ

・ 行政単位… 郡・里を「 ・ ・ 」に再編成

・ ・ を任命し、徴税を請け負わせる

・ 行政機構の整備… ・ などの設置

・ 国司は基本的には遙任… 目代（代理の国司）を派遣する

実際の実務は現地の在庁官人が行う

・ 国司は基本的には … （代理の国司）を派遣

実際の行政は が行う

○農民の動き

・ 農民は （課税対象の土地）を割り当てられ、

税の支払いを請け負った は と言われる

・ 名主は ・ を利用して耕作を行い、

（米）・ （手工業品・特産品）・ （労役）を

負担し、荘園なら荘園領主に、公領なら郷司などに納める

※結果、国・郡・里というこれまでの律令のしくみはなくなり、

地域が郡・郷・保・さまざまな荘園などに細かく分かれる